

平成31年

第1回市議会定例会 議案第51号

函館アリーナ条例の一部改正について

函館アリーナ条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成31年2月27日提出

函館市長 工藤 壽 樹

函館アリーナ条例の一部を改正する条例

函館アリーナ条例（昭和49年函館市条例第70号）の一部を次のように改正する。

別表第1備考第5項中「100分の108」を「100分の110」に改める。

附 則

- 1 この条例は、平成31年10月1日から施行する。
- 2 改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る利用料金の金額の範囲について適用し、同日前の使用に係る利用料金の金額の範囲については、なお従前の例による。

（提案理由）

消費税法等の一部改正に伴い、アリーナの施設を興行の目的で使用する場合の利用料金の上限額について消費税等相当分を改定するため